

育児休業規定

株式会社 イワクラ

育児休業規定

第 1 条 目 的

この規定は、就業規則 第 9 章第 6 4 条「休暇の種類」に基づき従業員の育児休業及び育児短時間勤務に関する取扱いについて定める。

第 2 条 育児休業の対象者

満一歳までの法律上の子を養育する従業員は、この規定の定めるところにより育児休業を会社に申し出る事が出来る。

但し、次の者は育児休業を申し出る事が出来ない。

- (1) 日々雇入れるもの
- (2) 期間を定めて雇用されるもの
- (3) 勤続 1 年未満の者
- (4) 1 年以内に雇用関係が終了する者
- (5) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者

※ (3)(4)(5)(6)は別に定める育児休業協定による。

第 3 条 育児休業等の申し出の手続き

育児休業を希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日の 1 ヶ月前までに育児休業申出書（社内所定用紙）に必要事項を記入し、所属長を経由し、管理部総務課に提出しなければならない。

第 4 条 育児休業を請求できる期間及び回数

- (1) 育児休業の期間は、連続した期間とし、子 1 人につき 1 回、子が 1 歳になるまで最長 1 年間とする。
- (2) 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合従業員は、子が 1 歳 2 か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が 1 年を限度として、育児休業をすることができる。

第 5 条 給与等の取扱い

育児休業の期間中は、原則として無給とする。

この場合、雇用保険法第 6 1 条の 4 項の定めにより育児休業基本給付金の支給を受けるものとする。

第 6 条 社会保険料の取扱い

育児休業により、給与が支払われない場合の従業員本人が負担すべき社会保険料は、会社が指定した期日までに支払うものとする。

但し、被保険者が保険者に申し出ることによって、健康保険料・厚生年金保険料のうち被保険者負担分の免除申請をすることができる。

第 7 条 年次有給休暇の出勤率の算定

所定の手続きを経て、育児のために休業した日は出勤したものと見なす。

第 8 条 育児短時間勤務

育児休業をしないで、3 歳に満たない子を養育する場合、及び 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に対して、養育する 1 人の子につき 1 回・最長 1 年間を原則として従業員に申し出により、就業規則に定める所定労働時間を短縮することが出来る。

- (1) 1ケ日に短縮できる時間は、所定労働時間が8時間で概ね2時間とする。
- (2) 本条の適用は、既に本規定に定める育児休業をした場合は、育児休業を開始した日の翌日から起算し、1年間を経過するまでの期間を原則とする。
- (3) 短縮できる時間帯は、始業・就業時間を繰り上げ、または繰り下げ等を行うことができ、その都度決定する。
- (4) 本人の申し出により時間外労働をさせないことが出来る。
- (5) 短時間勤務で所定労働時間に労働しなかった者に対して、会社は労働契約を変更してこの制度を受ける期間について、短縮時間に見合った額だけ賃金を引き下げる場合がある。

第9条 深夜業の制限

1歳に満たない子を養育する場合、及び1歳から小学校就学の始期に達するまで（6歳に達する日の属する年度の3月31日まで）の子を養育する従業員が深夜におよぶ時間帯に対して、深夜業制限の請求がある場合は、その申出書により会社は、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時～午前5時までの深夜業の制限をしなければならない。

第10条 法令との関係

育児休業及び育児短時間勤務について、本規定に定めのない事項は「育児休業法その他法令」の定めるところによる。

附 則

本規定は平成11年10月 8日より実施する。

本規定は平成25年 3月19日より実施する。

育児休業等申出書

管理部長 殿

申出日 平成 年 月 日

申出者

所属

氏名

印

私は、育児休業及び育児短時間勤務に関する社内規定に基づき、下記のとおり申出を致します。

記

育児休業に係る 家族の状況	氏名	
	本人との続柄	
	育児を必要とする理由	
育児休業の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	
申出に係る状況	1. 休業予定日の1ヶ月前に申出ている・いない～申出が遅れた理由 []	
	2. 同じ家族について育児休業をしたことがある・ない～再度の理由 []	
	3. 同じ家族について育児短時間勤務をしたことがある・ない～再度の理由 []	